

第 1 3 号議案

足立区住民基本台帳カードの利用に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区住民基本台帳カードの利用に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号。以下「法」という。）第 3 0 条の 4 4 第 1 2 項の規定に基づき、住民基本台帳カードの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住民基本台帳カード 法第 3 0 条の 4 4 第 1 項に規定する住民基本台帳カードをいう。

(2) 多機能端末機 足立区（以下「区」という。）の情報システムと通信回線で接続された民間事業者が多種多様なサービスを提供する機能を有する端末として設置するもので、住民基本台帳カードを使用して暗証番号を入力することにより、証明書等を交付する機能を有するものをいう。

(利用目的)

第 3 条 法第 3 0 条の 4 4 第 1 2 項の目的は、多機能端末機を利用することにより、次に掲げるものを区民に交付するサービスを提供することとする。

(1) 法第 1 2 条第 1 項に規定する住民票（除かれた住民票を除く。）の写し

- (2) 足立区印鑑条例（昭和50年足立区条例第19号）第17条の規定により足立区長（以下「区長」という。）が証明した書面
- (3) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項に規定する戸籍（除かれた戸籍を除く。以下同じ。）の謄本及び抄本並びに同法第120条第1項に規定する磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部及び一部を証明した書面
- (4) 法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し
- (5) 特別区民税及び都民税に関する課税証明書並びに納税証明書（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10に規定する証明書をいう。）。ただし、直近5年度分に限る。

（利用手続）

第4条 住民基本台帳カードの交付を受けている者のうち、当該住民基本台帳カードを用いることにより前条のサービス（以下「交付サービス」という。）の全部又は一部を受けようとするものは、あらかじめ、規則で定めるところにより、区長に利用の申請をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の申請をすることができない。

- (1) 15歳未満の者
- (2) 成年被後見人
- (3) その他区長が適当でないとする者

3 区長は、第1項の申請があったときは、当該申請をした者の住民基本台帳カードを多機能端末機により識別できるようにするため、当該住民基本台帳カードに必要な情報を記録し、交付するものとする。

4 前3項に規定するもののほか、交付サービスに係る住民基本台帳カードの利用手続に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

(申請者等に対する質問等)

第5条 区長は、前条第1項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、職員をして当該申請をした者その他関係人に対して質問をさせ、文書等の提示を求めさせ、又は必要な調査を行わせることができる。

(個人情報の保護)

第6条 区長は、交付サービスを提供するに当たって、住民基本台帳カードに記録された個人情報及び交付サービスを提供するシステムにおいて保有する個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年6月10日から施行する。ただし、次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による利用手続その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

住民基本台帳カードの利用の目的等を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。